

作成日: 2025/12/02

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名称: キクスイ リムーバーS
製品番号 (SDS NO): 06RS-8
供給者の会社名称、住所及び電話番号
供給者の会社名称: 菊水化学工業株式会社
住所: 愛知県名古屋市中区栄一丁目3番3号
担当部署: 生産本部
電話番号: 058-371-5301

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類、GHSラベル要素

GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(吸入): 区分 4
皮膚腐食性/刺激性: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分 2
発がん性: 区分 1A
生殖毒性: 区分 1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分 1
特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分 3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分 1

環境有害性

水生環境有害性 長期(慢性): 区分 3

(注) 記載なきGHS分類区分: 区分に該当しない/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語: 危険

危険有害性情報

吸入すると有害
皮膚刺激
強い眼刺激
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器の障害
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
環境への放出を避けること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

特別な処置が必要である。
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合：多量の水/適切な薬剤で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

廃棄

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

特定の健康有害性

有機溶剤中毒を起こす恐れがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：

混合物

成分名	含有量 (%)	CAS No.	化審法番号	化管法 管理番号
ジクロロメタン	88	75-09-2	2-36	管理番号186
1,2,4-トリメチルベンゼン	0.89	95-63-6	3-7; 3-3427	管理番号691
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.22	108-67-8	3-7; 3-3427	管理番号691
トリメチルベンゼン	0.14	25551-13-7	3-7; 3-3427	管理番号691
低沸点芳香族ナフサ	1 - 10	64742-95-6	9-1691;9-16 98;9-1700;9- 2578	-
メタノール	1 - 10	67-56-1	2-201	-

注記：これらの値は、製品規格値ではありません。

この組成の特定の化学物質アイデンティティ及び/又は正確な含有量(濃度)は、営業秘密として非開示としています。

危険有害成分

労働安全衛生法「表示すべき有害物」該当成分

ジクロロメタン，1,2,4-トリメチルベンゼン，1,3,5-トリメチルベンゼン，トリメチルベンゼン，低沸点芳香族ナフサ，メタノール

労働安全衛生法「通知すべき有害物」該当成分

ジクロロメタン，1,2,4-トリメチルベンゼン，1,3,5-トリメチルベンゼン，トリメチルベンゼン，低沸点芳香族ナフサ，メタノール

化管法「第1種指定化学物質」該当成分

ジクロロメタン，1,2,4-トリメチルベンゼン，1,3,5-トリメチルベンゼン，トリメチルベンゼン

4. 応急措置

応急措置の記述

一般的な措置

- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。

吸入した場合

- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 直ちに医師の診察/手当てを受けること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

- 付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。
- 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- 衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。多量の水と石鹼で優しく洗う。
- 皮膚に付着した場合：多量の水/適切な薬剤で洗うこと。
- 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
- 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
- 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受ける。

眼に入った場合

- 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の中に全て水が行き届くように洗浄する。
- 眼をこすらせてはならない。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。
- 医師にばく露物質名、防護のための注意を通知する。

飲み込んだ場合

- 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- 飲み込んだ場合、直ちに医師の診察を受け、医師にその容器又はラベルを見せる。

医師に対する特別な注意事項

- 特別な処置が必要である。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

- 周辺設備に適した消火剤を使用する。

使ってはならない消火剤

- 水を使用してはならない。

特有の危険有害性

- 加熱すると容器が爆発するおそれがある。
- 火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火を行う者への勧告

特有の消火方法

- 適当な距離から注意して消火すること。
- 関係者以外は安全な場所に退去させる。
- 漏えいした場合、着火源を除去すること。
- 火災の場合：安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

- 防火服又は防災服を着用すること。
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 区域より退避させる。
- 回収が終わるまで十分な換気を行う。

換気不十分な場所で漏洩を処理するときは自給式呼吸保護具を着用する。
適切な保護具を着用する。
こぼれた場所はすべりやすいため注意する。
着火源を取除くとともに換気を行う。
風上から作業し、風下の人を退避させる。
安全に対処できる場合は漏洩を止める。

環境に対する注意事項

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。
多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。

二次災害の防止策

漏出物を回収すること。
着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
回収物の廃棄方法については、専門家の指示を求める。
安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(火災・爆発の防止)

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。

(局所排気、全体換気)

排気/換気設備を設ける。

(注意事項)

皮膚に触れないようにする。
眼に入らないようにする。
吸入や接触により皮膚や眼に刺激や炎症を起こすおそれがある。

安全取扱注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。
取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。
取扱中は飲食、喫煙してはならない。

衛生対策

眼、皮膚、衣類につけないこと。
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
休憩、終業時は手を洗う。
休憩、終業時はうがいする。

保管

安全な保管条件

- 涼しいところに置くこと。
- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- 国際/国/地方の規則に従って保管すること。
- 施錠して保管すること。
- 指定温度以下の温度で保管すること。涼しいところに置くこと。

(避けるべき保管条件)

- 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。
- 飲食物、動物用飼料から離して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度及び濃度基準値

- (ジクロロメタン)
作業環境評価基準 50ppm
- (メタノール)
作業環境評価基準 200ppm

許容濃度

日本産衛学会

- (ジクロロメタン)
50ppm; 173mg/m³; (最大許容濃度) 100ppm; 347mg/m³ (皮)
- (1,2,4-トリメチルベンゼン)
25ppm; 120mg/m³
- (1,3,5-トリメチルベンゼン)
25ppm; 120mg/m³
- (メタノール)
200ppm; 260mg/m³

ACGIH

- (ジクロロメタン)
TWA: 50ppm (一酸化炭素ヘモグロビン血症; 中枢神経系障害)
- (1,2,4-トリメチルベンゼン)
TWA: 10ppm (中枢神経系障害, 血液学的影響)
- (1,3,5-トリメチルベンゼン)
TWA: 10ppm (中枢神経系障害, 血液学的影響)
- (トリメチルベンゼン)
TWA: 10ppm (中枢神経系障害, 血液学的影響)
- (メタノール)
TWA: 200ppm; STEL: 250ppm (頭痛; 眼損傷; めまい; 吐き気)

特記事項

- (メタノール)
皮膚吸収

ばく露防止

設備対策

- 適切な換気のある場所で取扱う。
- 手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

- 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

- 保護手袋を着用する。

眼の保護具

- 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理状態：粘稠液体

色：青色

臭い：特有臭、溶剤臭

融点/凝固点：知見なし

沸点又は初留点：40℃

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界：

爆発下限：5.5 vol %

爆発上限：44 vol %

引火点：適用外

自然発火点：464 °C

分解温度：知見なし

pH：適用外

動粘性率：知見なし

溶解度：

水に対する溶解度：適用外

n-オクタノール/水分配係数：知見なし

蒸気圧：知見なし

密度及び/又は相対密度：1.1-1.3g/cm³

粒子特性：適用外

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[成分情報を用い加算式を適用した分類根拠]

区分4 に分類される成分

メタノール

$(100/ATE_{mix}) = (\text{区分1に分類される成分の含有量合計}/\text{区分1のATE}) + (\text{区分2に分類される成分の含有量合計}/\text{区分2のATE}) + (\text{区分3に分類される成分の含有量合計}/\text{区分3のATE}) + (\text{区分4に分類される成分の含有量合計}/\text{区分4のATE})$

$(100/ATE_{mix}) = (\text{区分1に分類される成分の含有量合計}/(0.5\text{mg}/\text{kg-bw})) + (\text{区分2に分類される成分の含有量合計}/(5\text{mg}/\text{kg-bw})) + (\text{区分3に分類される成分の含有量合計}/(100\text{mg}/\text{kg-bw})) + (\text{区分4に分類される成分の含有量合計}/(500\text{mg}/\text{kg-bw}))$

300 < 区分4 ≤ 2000 の範囲を超えるため、区分に該当しない。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

雄ラット LD50: 2120 mg/kg (出典: NITE)

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

雌ラット LD50: 3280 mg/kg (出典: NITE)

(1,3,5-トリメチルベンゼン)

ラット LD50: 4300 - 8642 mg/kg (出典: NITE)

(トリメチルベンゼン)

ラット LD50: 8970 mg/kg (出典: NITE)
(メタノール)

ヒト LD50: 約 1400 mg/kg (出典: NITE)

急性毒性(経皮)

[成分情報を用い加算式を適用した分類根拠]

急性毒性(経皮) の区分を有する成分を含まないため、区分に該当しない/分類できない。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(メタノール)

ウサギ LD50: 15800 mg/kg (出典: NITE)

急性毒性(吸入)

[製品]

区分 4, 吸入すると有害

[成分情報を用い加算式を適用した分類根拠]

区分4 に分類される成分

ジクロロメタン

$(100/ATE_{mix}) = (\text{区分1に分類される成分の含有量合計}/\text{区分1のATE}) + (\text{区分2に分類される成分の含有量合計}/\text{区分2のATE}) + (\text{区分3に分類される成分の含有量合計}/\text{区分3のATE}) + (\text{区分4に分類される成分の含有量合計}/\text{区分4のATE})$

$(100/ATE_{mix}) = (\text{区分1に分類される成分の含有量合計}/(0.05\text{mg/L})) + (\text{区分2に分類される成分の含有量合計}/(0.5\text{mg/L})) + (\text{区分3に分類される成分の含有量合計}/(3\text{mg/L})) + (\text{区分4に分類される成分の含有量合計}/(11\text{mg/L}))$

10.0 < 区分4 ≤ 20.0 の範囲に該当するため、区分4に分類した。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

蒸気: 雄ラット LC50: 15000 ppm (6時間) (4時間換算: 18371 ppm) (出典: NITE)

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

ミスト: ラット LC50: 18000 mg/m³ (4時間) (出典: NITE)

(1,3,5-トリメチルベンゼン)

ミスト: ラット LC50: 4800 ppm (4時間) (出典: NITE)

(メタノール)

蒸気: ラット LC50: > 22500 ppm (4時間換算: > 31500 ppm) (出典: NITE)

労働基準法: 疾病化学物質

ジクロロメタン; メタノール

局所効果

皮膚腐食性/刺激性

[製品]

区分 2, 皮膚刺激

[成分情報を用い加算方式を適用した分類根拠]

皮膚区分2 に分類される成分

ジクロロメタン; 1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン

$(10 \times \text{皮膚区分1}) + \text{皮膚区分2} \geq 10\%$ であるため、皮膚区分2に分類した。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

区分 2 (出典: NITE)

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

区分 2 (出典: NITE)

(1,3,5-トリメチルベンゼン)

区分 2 (出典: NITE)

(トリメチルベンゼン)

区分 2 (出典: NITE)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

[製品]

区分 2, 強い眼刺激

[成分情報を用い加算方式を適用した分類根拠]

眼区分2 に分類される成分

1,2,4-トリメチルベンゼン; メタノール

眼区分2A に分類される成分

ジクロロメタン

眼区分2B に分類される成分

1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン

$10 \times (\text{皮膚区分1} + \text{眼区分1}) + \text{眼区分2} \geq 10\%$ であるため、眼区分2に分類した。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

区分 2A (出典: NITE)

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

区分 2 (出典: NITE)

(1,3,5-トリメチルベンゼン)

区分 2B (出典: NITE)

(トリメチルベンゼン)

区分 2B (出典: NITE)

(メタノール)

区分 2 (出典: NITE)

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性

[成分情報を用いた分類根拠]

呼吸器感作性を有する成分を含まないため、区分に該当しない/分類できない。

皮膚感作性

[成分情報を用いた分類根拠]

皮膚感作性を有する成分を含まないため、区分に該当しない/分類できない。

生殖細胞変異原性

[成分情報を用いた分類根拠]

生殖細胞変異原性を有する成分を含まないため、区分に該当しない/分類できない。

変異原性が認められた化学物質 [厚労省局長通達]

ジクロロメタン

発がん性

[製品]

区分 1A, 発がんのおそれ

[成分情報を用いた分類根拠]

区分1A に分類される成分

ジクロロメタン

区分1A $\geq 0.1\%$ であるため、区分1Aに分類した。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

区分 1A (出典: NITE)

[IARC]

(ジクロロメタン)

Group 2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

[ACGIH]

(ジクロロメタン)

A3: 確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

A4: ヒト発がん性因子として分類できない

[日本産衛学会]

(ジクロロメタン)

第2群A: ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質

[EU]

(ジクロロメタン)

Category 2; ヒトに対する発がん性が疑われる物質

(低沸点芳香族ナフサ)

Category 1B; ヒトに対しておそらく発がん性がある物質

労働基準法 : がん原性化学物質

ジクロロメタン

生殖毒性

[製品]

区分 1B, 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

[生殖毒性: 成分データを用いた分類根拠]

区分1B に分類される成分

メタノール

区分2 に分類される成分

ジクロロメタン

区分1B \geq 0.3% であるため、区分1Bに分類した。

[授乳に対する又は授乳を介した影響(追加区分): 成分データを用いた分類根拠]

授乳影響を有する成分を含まないため、区分に該当しない/分類できない。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

区分 2 (出典: NITE)

(メタノール)

区分 1B (出典: NITE)

催奇形性データなし

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[製品]

区分 1, 臓器の障害

区分 3, 眠気又はめまいのおそれ

[成分情報を用いた分類根拠]

区分1 に分類される成分

ジクロロメタン; メタノール

区分3(気道刺激性) に分類される成分

1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン

区分3(麻酔作用) に分類される成分

1,3,5-トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン; ジクロロメタン; トリメチルベンゼン

; メタノール

区分1 \geq 10%であるため、区分1に分類した。

10% $>$ 区分1 \geq 1%であるため、区分2に分類した。

以下の標的臓器は、上位区分の区分1へ纏めた。

(中枢神経系)

(区分3(麻酔作用)の分類根拠)

区分3(麻酔作用) に分類される成分を合計で20%以上含むため、区分3(麻酔作用) に分類した。

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

区分 1 (中枢神経系、呼吸器), 区分 3 (麻酔作用) (出典: NITE)

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

区分 3 (気道刺激性), 区分 3 (麻酔作用) (出典: NITE)

(1,3,5-トリメチルベンゼン)

区分 3 (気道刺激性), 区分 3 (麻酔作用) (出典: NITE)

(トリメチルベンゼン)

区分 3 (気道刺激性), 区分 3 (麻酔作用) (出典: NITE)

(メタノール)

区分 1 (中枢神経系、視覚器、全身毒性), 区分 3 (麻酔作用) (出典: NITE)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[製品]

区分 1, 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

[成分情報を用いた分類根拠]

区分1 に分類される成分

1,3,5-トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン; メタノール; ジクロロメタン; トリメチルベンゼン

区分1 \geq 10%であるため、区分1に分類した。

10% $>$ 区分1 \geq 1%であるため、区分2に分類した。

以下の標的臓器は、上位区分の区分1へ纏めた。

(中枢神経系)

[成分データ]

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

区分 1 (生殖器 (男性)、肝臓、中枢神経系) (出典: NITE)

(メタノール)

区分 1 (中枢神経系、視覚器) (出典: NITE)

誤えん有害性

[成分情報を用いた分類根拠]

区分1 に分類される成分

1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン

誤えん有害性の分類基準に該当しないため、区分に該当しない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性

[製品]

区分 3, 長期継続的影響によって水生生物に有害

[成分情報を用い加算法を適用した分類根拠 短期(急性)]

区分2 に分類される成分

トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン

区分3 に分類される成分

ジクロロメタン

$M \times$ 区分1 $<$ 25% であるため、区分に該当しない。

[成分情報を用い加算法を適用した分類根拠 長期(慢性)]

区分2 に分類される成分

1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン

区分3 に分類される成分

ジクロロメタン

$(M \times 100 \times$ 区分1) + $(10 \times$ 区分2) + 区分3 \geq 25% であるため、区分3に分類した。

[成分データ]

水生環境有害性 短期(急性)

[NITE-CHRIP]

(ジクロロメタン)

甲殻類 (オオミジンコ) 48時間 LC50: 27 mg/L (出典: NITE)

(1,2,4-トリメチルベンゼン)

魚類 (ファットヘッドミノー) 96時間 LC50: 7.72 mg/L (出典: NITE)

(1,3,5-トリメチルベンゼン)

甲殻類 (オオミジンコ) 48時間 EC50: 6 mg/L (出典: NITE)

魚類 (キンギョ) 96時間 LC50: 12.5 mg/L (出典: NITE)
(トリメチルベンゼン)
甲殻類 (グラスシュリンプ) 96時間 LC50: 5400 μ g/L (出典: NITE)
(メタノール)
魚類 (ブルーギル) 96時間 LC50: 15400 mg/L (出典: NITE)
甲殻類 (ブラウンシュリンプ) 96時間 LC50: 1340 mg/L (出典: NITE)

水生環境有害性 長期(慢性)

[NITE-CHRIP]
(ジクロロメタン)
魚類 (ファットヘッドミノー) 32日間 NOEC (体重): 82.5 mg/L (出典: NITE)
(1,3,5-トリメチルベンゼン)
甲殻類 (オオミジンコ) 21日間 NOEC: 0.4 mg/L (出典: NITE)

水溶解度

(ジクロロメタン)
1.3 g/100 mL (20°C) (出典: ICSC, 2017)
(1,2,4-トリメチルベンゼン)
非常に溶けにくい (出典: ICSC, 2002)
(1,3,5-トリメチルベンゼン)
非常に溶けにくい (出典: ICSC, 2002)
(トリメチルベンゼン)
非常に溶けにくい (出典: ICSC, 2002)
(メタノール)
難水溶性でない (1000000 mg/L) (出典: NITE)

残留性・分解性

[成分データ]

(ジクロロメタン)
急速分解性なし (分解度: 13% (by BOD)) (出典: NITE)
(1,2,4-トリメチルベンゼン)
急速分解性なし (分解度: 8.7% (by BOD)) (出典: NITE)
(1,3,5-トリメチルベンゼン)
急速分解性なし (分解度: 0% (by BOD)) (出典: NITE)
(トリメチルベンゼン)
急速分解性なし (分解度: 0% (by BOD)) (出典: NITE)

生体蓄積性

[成分データ]

(ジクロロメタン)
log Pow: 1.25 (出典: ICSC, 2017)
(1,2,4-トリメチルベンゼン)
log Pow: 3.8 (出典: ICSC, 2002)
(1,3,5-トリメチルベンゼン)
log Pow: 3.42 (出典: ICSC, 2002)
(トリメチルベンゼン)
log Pow: 3.4 - 3.8 (出典: ICSC, 2002)
BCF: 328 (被験物質: 1,3,5-トリメチルベンゼン) (出典: NITE)
(メタノール)
log Pow: -0.74 (出典: ICSC, 2018)

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。
内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。
承認された廃棄物集積場で処理する。

この物質は有害廃棄物として処理する。
環境汚染を防止するために適切な容器等を使用する。
汚染容器及び包装
容器は有害廃棄物として処理する。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号またはID番号 : 2810
正式輸送名 :
その他の毒物、液体、有機物、N.O.S.
分類または区分 : 6.1
容器等級 : III
指針番号: 153
特別規定番号 : 223; 274

環境有害性

海洋汚染物質 (該当/非該当): 非該当

特別の安全対策

直射日光、雨にばく露されないように運搬する。

MARPOL 73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

有害液体物質(X類)

1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン

有害液体物質(Y類)

ジクロロメタン; メタノール

国内規制がある場合の規制情報

船舶安全法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

航空法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

労働安全衛生法

特化則 特定化学物質 第2類 特別有機溶剤等

ジクロロメタン

有機則 第2種有機溶剤等

含有有機溶剤

メタノール; 低沸点芳香族ナフサ

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険/有害物

ジクロロメタン; 1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン;

低沸点芳香族ナフサ; メタノール

名称通知危険/有害物

ジクロロメタン; 1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン;

低沸点芳香族ナフサ; メタノール

健康障害防止指針公表物質 (法第28条第3項)

ジクロロメタン

皮膚等障害化学物質 (規則第594条の2)

メタノール

化学物質管理促進(PRTR)法

第1種指定化学物質

ジクロロメタン(別名塩化メチレン)(88%)[ジクロロメタン];
トリメチルベンゼン(1.3%)[1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン;
トリメチルベンゼン]

消防法に該当しない。

化審法

優先評価化学物質

1,2,4-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; トリメチルベンゼン

大気汚染防止法

揮発性有機化合物(VOC) 法第2条第4項

ジクロロメタン; 1,2,4-トリメチルベンゼン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; メタノール

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質

ジクロロメタン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質/優先取組物質

ジクロロメタン

特定物質 政令第10条第1号から第28号

メタノール

廃棄物処理法

特別管理産業廃棄物: 特定有害産業廃棄物

ジクロロメタン

土壌汚染対策法

第一種特定有害物質 揮発性有機化合物

ジクロロメタン

水質汚濁防止法

有害物質

ジクロロメタン

適用法規情報

この物質に関する貴国又は地方の規制に関する調査は貴社の責任で処理願います。

16. その他の情報

参照文献及び情報源

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN
Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 23rd edit., 2023 UN
2024 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)
2025 TLVs and BEIs. (ACGIH)
JIS Z 7253 : 2019
Supplier's data/information

責任の限定について

この情報はこの特定の材料に関するものであり、この材料が他の材料と組み合わせられたり、処理されたときは無効です。この情報を自分自身の独特な取扱いに適合させ完全で満足できるものとする責任はユーザーにあります。

ここに示す情報は誠意をもって作成していますが、明記があるにしても保証はありません。これ以上の情報については当社にご相談ください。

この情報は、私どもの知識の及ぶ限りにおいて正確ですが、当社は内容の正確性又は完全性について、何も責任を取ることはできません。全ての材料を適当に使用する最終的決定の責任はユーザーのみのものです。全ての材料には、未知の危険性があり、取扱いに注意が必要です。ここには特定の危険性について記載してありますが、これ以外の危険性が存在しないことは保証できません。

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は

当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データ(独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)(令和5年度(2023年度)公表分まで))です。